

船 声 第 5 7 4 号
平成 2 8 年 9 月 1 5 日

船橋市保育問題協議会
会長 條 冬 樹 様

船橋市長 松 戸 徹

初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
ご要望のありました件につきましてお答えいたします。

【一般社団法人船橋子どもの家からの要望について】(保育認定課)

小規模保育事業の保育にかかる費用としましては、国が定める公定価格や補助金のほか、船橋市として独自の補助金を交付しております。今年度新たに4の補助項目を設定したところでありますが、今後についても、各小規模保育事業所にて実際に必要となる経費等を考慮し補助制度が充実できるよう努めたいと考えております。

【船橋市保育園父母会連絡会からの要望について】

1. 公的保育制度について

- (1) 保育に対する責務については、これまでと変わらない対応をしていきたいと思
います。また、引き続き保育の質の向上も図っていきたいと考えております。
(保育認定課)
- (2) 1) 保育所及び小規模保育事業の認可を行うに当たり、船橋市社会福祉審議会児
童福祉専門分科会において設置基準を確認しており、会議資料も公開しており
ます。
(子ども政策課)
2) 下記(3)の指導監査に係る資料が該当すると思われませんが、当該資料には
個人に関する情報及び法人に関する情報が含まれていることから、本要望書に
基づく公開を行うことはできません。
(子ども政策課)
- (3) 「継続運営時における要件調査」につきましては、児童福祉法令に基づく指導監
査にて、施設の設備、運営基準等が維持されているかどうかを一年に一回以上
実地にて確認しております。
(子ども政策課)
- (4) 船橋市内の保育所につきましては、公私ともに、船橋市児童福祉施設の設備及
び運営に関する基準を定める条例第35条に規定する満3歳児以上の食事に係る
外部からの搬入を行っている保育所はありません。(子ども政策課、公立保育園管理課)

- (5) 子ども・子育て支援新制度では、重要な事項に関し、重要事項説明書（入園のしおり等でも可）により利用者に説明し、利用契約を結ぶこととされており、園に対しても丁寧な説明を求めています。また、公立保育所につきましては、非常時の対応や備蓄などは、園だよりを通じてご案内しているところであります。

（保育認定課）

- (6) 本市では、現在も家庭的保育支援者が巡回訪問や電話連絡等を通して、家庭的保育者に対する相談、指導等の支援を行っており、連携保育所においても相談等に対応できる体制をとっております。

（公立保育園管理課）

- (7) 保育料につきましては、国の利用者負担額と本市の財政状況を基に保育料額を設定しており、各世帯の市民税額に基づき、応能負担とさせていただいております。

また時間外保育につきましては、今のところ現状を維持していく考えであります。

（保育認定課、公立保育園管理課）

2. 待機児童解消について

- (1) 認証保育所は新規認証7園に対して、運営面を事務職員、保育面を保育士の2名で訪問し、助言・指導しております。保育士の配置が1/2のB型に関しましては、年度当初と中盤の年2回を基本として質の確保に努めてまいります。

（保育認定課）

また、法定の指導監査とは別に新たに認可した施設、事業所について、園の運営の安定化の確認と適切な保育の実施のために必要な指導、助言を行うことを目的に運営開始後3ヶ月以内の巡回指導を昨年度から実施しております。今年度からは十分な経験を有する保育士を同行することとし、より現場での目線で課題や問題点等を早期に発見し、必要な助言を行なえる体制としております。

（子ども政策課）

- (2) 平成28年度も引き続き「待機児童解消緊急アクションプラン」に基づいた緊急施策を実施し、待機児童の解消を目指していきたいと考えております。

（子ども政策課）

3. 保育士の不足解消について

- (1) 公立保育園の職員採用につきましては、今年度は、保育士養成校を訪問し、採用説明会を行うなど、例年以上に採用広報活動に注力しております。たくさんの方に応募していただけるよう引き続き努めてまいります。

（職員課）

- (2) アクションプランによる待機児童対策関連施策の進捗状況及び成果につきましては、市のホームページにおいて公表をしております。

（子ども政策課）

- (3) 現在も公立保育園のみならず、市内各保育施設の職員を対象に研修を行っており、今後も継続してまいります。

公立保育園では、保育の質の向上のために、第三者評価の受審を検討しているところであり、現在は自己評価、課内評価を実施し保育の質の向上に努めております。

(公立保育園管理課)

- (4) 総務省が示す考え方から、臨時・非常勤職員に昇給制度を導入することは難しいと考えておりますが、今後も勤務条件の整備について研究を続けてまいります。

(職員課)

4．保育所の新設に関して（子ども政策課）

- (1) 待機児童増加の要因の一つとして、急増するマンション建設が考えられることから、市宅地課において行っている大規模開発の事前協議の段階で把握してまいります。その際には、保育園用地や施設の確保について配慮をお願いしているところであります。
- (2) 保育所等の設置に係る近隣住民への説明につきましては、計画の初期の段階から、近隣住民及び地元町会・自治会へ説明を実施し、施設の設計や運営上の対応について配慮するよう求めています。その過程で近隣住民、地元町会・自治会から要望があれば、説明会の開催についても適切に応じるよう指導しております。
- (3) 本市では、整備費や運営費に国の補助金が見込める私立保育園の新設や増改築による定員増を進めております。耐震対策により建て替えを行う一部の公立保育園については定員増を行う予定ではありますが、今後の財政状況から公立保育園を増やすことは困難であると判断しております

5．民間委託・民間移管について（公立保育園管理課）

- (1)～(2)

本市では、いまだ待機児童が増加しており、待機児童解消のための施策を優先して実施しなければならないと考えております。

6．災害時対策、施設・設備の改善について（公立保育園管理課）

- (1) 各園で既に防災マニュアルを作成しており、避難訓練、災害発生を想定した訓練を定期的実施し、その対応状況を確認する体制をとっております。
- (2) 保育園の改築・改修につきましては、現在、耐震改修関連の工事を優先して行っているところではありますが、現在は、平成25年5月に策定した公共建築物保全計画に基づき、計画的な保全を進めているところでもあります。なお、保全計画以外の部位についても、必要な改修につきましては、その都度行ってまいります。

7. セキュリティ対策について（公立保育園管理課）

- (1) 一斉配信メールにつきましては、基本的には、災害時等、緊急事態の際の保護者への連絡手段として考えております。

保育園は、学校と違いお子様を保護者様がお迎えに来られるまでお預かりしております。緊急性がある事案に関しましては、情報が入り次第、該当園や近隣園に情報を伝え、保育園にお迎えに来られた保護者様に直接伝えております。お迎えに来られた際にわかるように引き続き掲示や口頭で情報提供を行ってまいります。

- (2) 職員の配置につきまして、防犯上の理由から男性保育士を採用しているわけではありませんので、性別を考慮して職員を配置することはありません。

なお、防犯カメラにつきましては計画的な設置を検討しております。

8. 放射線量測定について（公立保育園管理課）

- (1) 本年度も昨年度同様、公立保育園については毎月各園約30か所の測定を継続し、ホームページ及び園内に結果を掲示しております。

9. 給食について

- (1) 現在、本市につきましては、各園内に調理施設を有して自園調理を行っており、外部搬入を行う考えはありません。 **（保育認定課）**

- (2) 栄養士につきましては、常勤又は再任用の職員を各園に配置しており、また、育児休業等を取得している場合は、代替として臨時職員を配置しております。現在欠員が生じている園につきましては、臨時職員を配置いたします。

また、給食調理員につきましては、常勤又は再任用の職員を各園に配置しており、入所児童数に対して必要な数の常勤、再任用、臨時職員を配置しております。現在欠員が生じている園につきましては、臨時職員を配置いたします。

なお、給食調理員の新規採用を行うことについては、現時点では考えておりません。 **（職員課）**

- (3) 給食に使用される食材の安全確認については、国及び県等において行われており、また、本市においても、船橋市地方卸売市場に翌月に集荷される青果や果物などのうち、公立保育園等の給食献立で使用頻度の高い食材について放射線物質検査が実施されていることから、基準値を超えた食材の流通はないものと考えております。

今後も放射線物質の測定値等を継続的に注視しながら対応をしてまいります。

（保育認定課）

10. 発達支援児および食物アレルギーを持つ園児への対応について

- (1) 保育園の入所、施設の状況及び運営的側面から対応できる人数を幼児1クラスあたり1名とし乳児は、原則として1保育園1名としております。状況に応じて、複数の受け入れも行っております。発達支援保育の職員の配置は、園全体としての位置づけであり、発達支援児を専門に担当するということではありません。また職員の研修については引き続き実施し、今後も園全体のスキルアップが図れるよう努力してまいります。
(公立保育園管理課)
- (2) 私立保育所につきましては、発達支援児が支援を要する度合いに応じ、発達支援児受入れに対する補助をしております。
(保育認定課)
- (3) 保育を必要とするお子さんをお預かりするという子ども・子育て支援新制度では、併用が難しい状況もありますが、実情に合わせて専門機関に通っているケースもあります。また、専門機関に通っているお子さんが、保育園の園児との交流保育も実施してまいります。
(公立保育園管理課)
- (4) 発達支援児が発達支援保育を利用できる時間は、子どもに係る負担等も考慮して、原則として保育短時間としております。また、職員配置の充実については、保育士不足の現状ではありますが、限られた保育士を効果的に配置できるように努めてまいります。
(公立保育園管理課)
- (5) 保育の提供にあたり、集団保育のなかで個々の特性に合わせた保育を提供できるよう、発達支援保育研修を開催しております。
(保育認定課)
- (6) 発達障害若しくはこれが気になるお子さまに関する相談につきましては、平成27年10月、ことばの相談室をこども発達相談センターへ統合の上、保健福祉センター5階へ移転させ、発達障害などに関して新たな相談体制の構築を図ったところであり、移転に際しては、市内の保育園、幼稚園、療育施設、医療機関等へこども発達相談センターの周知を図りました。

同センターでは、心理発達相談員、言語相談員、作業療法士、理学療法士等の専門職を配置し、これら複数の専門職が、お子さまの発達状態に合わせて適切な支援を総合的に行っております。

また、平成21年度以降、市内公立保育園に加えて私立保育園、幼稚園、認定こども園へ巡回相談として複数の専門職を派遣して、園で気になるお子さまの観察等を踏まえて、保育・教育を行う保育士・幼稚園教諭に対して支援についての助言を行い、これらのアプローチを経て、同センターへの相談へ結び付くことも可能となっております。

なお、市内の公立施設では、親子教室や簡易マザーズホームが、民間施設では、さざんかキッズやとらのこキッズ、つくしんぼ等が点在し、また市内2か所にある子育て支援センター等で、発達が気になるお子さまや保護者の相談を行っております。このように、同センターと関係する諸機関との連携により、相談支援体制の充実を図っているところであります。
(療育支援課)

(7) 食物アレルギー児に関する対応については、平成23年に厚生労働省から示された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき行っております。

公立保育園では、このガイドライン中の「保育所における食物アレルギー対応の基本は、子どもが安全に保育所生活を送るという観点から“完全除去”か“解除”の両極で対応を進めるべきである」との記述に則り、安全な給食が提供できるように完全除去食にて対応しております。

(公立保育園管理課)

(8) 卒園児全員、小学校に保育所児童保育要録にて引き継いでおります。この他に保護者の希望により引継ぎのための連絡票を記入し小学校へ情報提供しております。

(公立保育園管理課)

(9) 市内において発達障害児に対する診療可能な医師・医療機関は不足しており、保護者の皆様に対しましては、近隣市又は県外の医療機関を紹介せざるを得ない状況となっております。また、医師・医療機関の不足は全国的な問題でもあるため、市外・県外の医療機関を紹介した後、実際に受診に結びつくまでに相当の期間を要していることも認識しております。

発達障害若しくはこれが気になるお子さまに対する療育につきましては、その途上において医師による医学診断、治療を必要とする場合が多々あり、地域における潜在的医師不足は、地域で実施する療育の質や内容にも大きな影響を与えるものと考えております。

国においても、発達障害の早期発見・早期支援の重要性については認識しており、どの地域においても一定水準以上の発達障害への対応を可能とするよう体制整備を図ることを検討しております。今後、国及び県の体制整備の取り組み状況の把握及び働きかけに努めてまいります。

(療育支援課)

11. その他

(1) 年1回の父母会との懇談会の中で各園の状況、問題事項について話を伺い、内容を各園と共有し検討しております。今後も引き続き行ってまいります。

(公立保育園管理課)

(2) 日頃から、保護者の方々にご協力いただいております。今後も、父母会活動にご協力できることについては、連携を図ってまいります。

(公立保育園管理課)

(3) 病児・病後児保育施設は、現在市内5施設で実施しております。

今後のさらなる増設については、利用者のニーズや地理的なバランス、医療機関の意向等を勘案しながら、検討してまいります。

(保育認定課)

以下、資料回答

(4) 1)(保育認定課)

2)(保育認定課)

- 3)(保育認定課)
- 4)(保育認定課)
- 5)(公立保育園管理課) 私立は把握していないため、公立のみの回答です。
- 6)(子ども政策課)
- 7)(保育認定課・公立保育園管理課)
- 8)(公立保育園管理課) 私立は把握していないため、公立のみの回答です。
- 9)(公立保育園管理課) 私立は把握していないため、公立のみの回答です。
- 10)(公立保育園管理課) 私立は把握していないため、公立のみの回答です。
- 11)(子ども政策課)
- 12)(保育認定課・公立保育園管理課)
- 13)(保育認定課)

【船橋市学童保育連絡協議会からの要望について】

今後も公設公営で放課後ルーム事業の運営をしていく方針であります。

また、現在、民間委託の要綱を定める予定はありません。(地域子育て支援課)

「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みにつきましては、過去の利用率のほか、子育て中の保護者を対象とした子ども・子育て支援に関するアンケート調査をもとに国の手引きに沿って算出した推計値をもとに算出しているものであります。また確保方策につきましては量の見込みを上回って確保できるよう設定していくこととなっております。

計画上は2016年度に市全体の確保量が見込みを上回る数値となっておりますが、確保方策の設定にあたりましては、「学校毎に状況が異なることから、個別に施設整備等を図る」という方針としているため、今後も学校毎の状況を見ながら待機対策等を進めていく予定であります。

また、計画の策定にあたりましては、計画の基礎となる上記アンケート調査において、小学生の保護者及びこれから小学生になる就学前児童の保護者を対象として放課後の過ごし方や、放課後ルーム利用者への調査項目を設けております。

a)・b)・c)

増設の必要があるルームにつきましては、小学校施設のほか、利用可能な公共施設や民間の借地、借家も含む学校施設外への設置を含め検討してまいります。

d)

送迎支援事業の活用について研究してまいります。(子ども政策課・地域子育て支援課)

a) 増設・改築の際には新基準にて整備を図ってまいります。

b) 大規模なルームがあることは認識しておりますが、現時点ではルームの分割についての計画はありません。施設・設備の配置や構造上などの問題から分割が難しいルームが多くありますが、あまりにも大規模なルームにつきましては今後も個別に対応を検討してまいります。(地域子育て支援課)

a) 障がい児への対応等に関する研修につきましては、今後も引き続き内容を精査して実施してまいります。

b) 新設・増設するルームでは、バリアフリー化やスロープの設置等、可能な限り設計に組み込んでおります。既存施設につきましては、緊急性や施設の構造等の状況をよく確認して対応してまいります。

c) 定期的に学校や放課後子供教室と情報交換を行っており、今後も連携を図ってまいります。

d) 担当課に必要な数を要望してまいります。(地域子育て支援課)

- a) 放課後ルーム支援員の時給単価につきましては、近隣他市と比べても遜色ない額となるように大幅な引き上げを行いました。今後も研究を続けてまいります。
- b) 放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用しておりますが、現時点では、放課後ルームに常勤の支援員を配置することは考えておりません。
- c) 支援員の配置基準につきましては、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定しております。条例につきましては、本市のホームページ等で公開しております。 **(職員課)**

土曜日等のいわゆる学校休業日につきましては、午前8時から午後7時までの間で開所をしており、この時間は学校の登校時間等を基本に行っております。

(地域子育て支援課)

- a) 保護者会では、お子さんの日常の様子をお知らせするようにしております。
- b) 保護者会は、支援員と保護者または保護者同士が話し合える機会と考えておりますので、積極的にご発言ください。 **(地域子育て支援課)**

放課後ルーム支援員の業務・役割につきましては、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、示してまいります。

(地域子育て支援課)

【新日本婦人の会からの要望について】

1．私立幼稚園の就園児補助金を増額してください（学務課）

私立幼稚園就園児補助金は、私立幼稚園に在園している園児の保護者負担の軽減を図るため、本市の単独事業として、所得制限は設けず園児（3歳～5歳児）ごとに、支給しているものであります。

平成26年度からは、より一層の支援策として3,000円増額し、40,000円の補助金を支給しております。

この金額は近隣市の中でも高い水準となっておりますが、今後も市の財政状況及び各種子育て支援策の動向などを見ながら、補助に努めてまいります。

2．私立幼稚園の就園奨励費補助金について対象年齢を見直してください（学務課）

ご要望の件は、国の就園奨励費補助金補助基準の一つである、多子世帯（第2子以降）への補助優遇措置に関し、通園児童を第何子目として判断するかどうかに係る件と存じます。

国では、今年度から、一定基準以下の市民税所得割の世帯等につきましては、多子世帯への補助優遇措置に関し、通園児童を第何子目として判断するかどうかについて、小学校3年生を上限としていた年齢制限を撤廃した上で、算定することとし、本市におきましても同様に補助を行うことといたしました。

今後も、国の動向を注視し、補助の拡大に努めてまいりたいと考えております。

3．子ども医療費助成について、自己負担金を無料にしてください（児童家庭課）

子ども医療費助成制度につきましては、昭和48年度に小学校就学前のお子様の15日以上入院医療費を対象として開始し、以来、対象年齢の拡大を行いつつ、現在では、0歳から中学生までのお子様の入院及び通院医療費を対象として助成を行っております。

平成21年度以降の助成対象拡大の経緯といたしますと、平成21年10月に小学生の入院医療費の助成を開始、平成22年12月に小学校1年生から3年生までの通院医療費の助成を開始、平成23年10月に小学校4年生から6年生までの通院医療費の助成を開始、平成24年12月に中学生の入院医療費の助成を開始、平成25年8月に中学生の通院医療費の助成を開始しております。

これら助成対象の拡大は、市民の方々からのご要望にお応えし実施してまいりましたが、制度の拡大は市の支出増加も伴うことから、現行の子ども医療費助成制度を長期にわたり安定的に運営するために、子ども医療費助成対象の市民の皆様には自己負担金300円をご負担いただいているものであります。

また、本制度は市町村民税所得割非課税となっている低所得の世帯につきましては、自己負担金を無料としておりますが、すべての方の自己負担金を無料にすることは、本市にとりまして大きな財政負担を伴うものであることから難しいものと考えております。

4．早急に小中学校のトイレ整備をしてください（施設課）

トイレ改修につきましては、校舎の1階から最上階までの配管系統ごとに床のドライ改修をはじめ、ブースや配管等の全面改修を予定しており、その際に便器につきましても各学校の要望を取り入れながら洋式に改修する予定であります。

平成28年度から小学校10校、中学校6校の改修と加速させる予定をしておりましたが、要望書にもありますように国の補助金が減額されたことにより、トイレ改修事業に影響がでているところであります。

今後につきましては、トイレ改修等の施設整備に必要な財源の確保について要望を続けていくとともに、これまでのトイレ改修工事の方法について再検討し、なるべく予定通りに改修できるよう関係各課と協議を開始しております。

5．中学校入学月の給食を支給してください（保健体育課）

中学校新入生の給食は、進学先が決まらないご家庭など一部の方が不利益とならないよう、5月から給食を実施しております。

また、現状では、食物アレルギーの確認が徹底されないなど、大きな事故につながる可能性が高いことや、小・中学校間での書類のやり取りや、小・中学校共に複数校に対応する必要があるなど、事務が煩瑣になりトラブルの原因になることが考えられますので、入学月の実施は難しいと考えております。

しかしながら、入学月からの給食実施につきましては、かねてより保護者等からご要望いただいているところでありますので、現状の見直しを行うと共に、実際に事務を取り扱う学校の協力や関係課との協議を進め、引き続き検討してまいります。

6．新しい人事評価制度導入について（学務課）

本市の県費負担教職員の任命権者は千葉県教育委員会であり、人事評価制度につきましては「千葉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」に則って実施されます。ご指摘のありました件につきましては、本市の教育にマイナスな影響がないよう、実施につきましては慎重に行っていきたいと考えております。

7．中学校教員の免許外問題について（学務課）

教職員定数は学校の規模により定められており、限られた教員数で授業担当者を確保しなければならないため、免許外教科担任や臨時免許状による対応を行っております。また、近年、講師不足が深刻な状態であり、授業に必要な免許を所有する者が見つからない場合は、講師に臨時免許状を発行し派遣している状況であります。

今年度の免許外教科担任と臨時免許状所有者の人数につきましては以下のとおりとなります。

- ・ 免許外教科担任 34名
- ・ 臨時免許状所有者数 19名

本市といたしましては、免許外教科担任、臨時免許状による対応を減らすため、

各学校の教科需要数等を十分に考慮し、人事配置を行ってまいります。また、免許外担当教員を解消するため、本市では、平成28年度、原則10学級以下の学校に県の非常勤職員を配置しております。今後とも学校の実情に配慮し、県教委へ配当時間数増加の要望を継続して行い、非常勤講師の配置拡大に努めてまいりたいと考えております。

8. 中学校の部活動について（保健体育課）

運動部以外の仲間とのふれあいの機会を持つことは、大切なことであると考えております。

また、部活動はスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するものであるという意義から、生徒の人間形成に役立つ活動と考えております。

運動部活動休養日につきましては、教育委員会が毎年行っている運動部活動指導者講習会にて、1週間に1日は休養日をつくることを含め、児童生徒の発達段階に応じた指導方法について講習を行っております。その他、専門的な知識を持った指導者を、各学校からの要望に応じて派遣する「運動部活動指導者派遣事業」を行うなど、教育委員会といたしましても運動部活動の適切な運営について、取り組んでいるところであります。

9. 小学校の体育館にクーラーを設置してください（施設課）

学校施設へのエアコンの設置につきましては、平成17年度以降、音楽室、保健室、パソコンルーム、職員室、給食事務室等に設置してまいりました。

平成23年度に小学校の普通教室に設置した後、平成24年度に中学校の普通教室への設置が終了したことをもって、学校施設へのエアコンの設置計画が完了していることから、体育館にクーラーを設置することは考えておりません。

10. スクールカウンセラーを常駐させてください（指導課）

平成28年度の小学校のスクールカウンセラーの活動日数は平成27年度より5日増え、年間40日となりました。

今後も、児童や保護者、学校のニーズに応えられるよう、スクールカウンセラーの活用や運用の方法について、研究してまいります。

11. 特別支援学級・通級指導教室の設置、特別支援教育支援員を各小中学校に配置してください（総合教育センター）

平成28年度7月現在で、支援員64名、ボランティア34名、発達障害通級指導教室指導員8名を配置しております。公立小・中学校につきましては、総合教育センターの職員が学校訪問を重ねて実施しており、各学校における支援員の必要性

等について実態把握をして適正な配置に努めているところであります。

支援員の専門性の向上につきましては、今年度も研修を実施する予定であります。

特別支援学級及び通級指導教室の設置に関しましては、今年度、行田西小学校と習志野台第一小学校、二宮中学校の3校を開設いたしました。設置の際には、特別な支援を要する児童生徒数の推移、通学の安全性及び利便性、他の設置校との地域的なバランス、設置しようとする学校の施設及び通常の学級の児童生徒数の推移など、総合的に勘案して設置しております。

今後も特別な支援を要する児童生徒の実態に応じた適切な支援に努めてまいります。

12. 通学路の確保（保健体育課、宅地課）

通学路の安全対策につきましては、船橋市交通安全プログラムに基づき、道路管理者及び交通管理者と連携を図ながら、出来る安全対策を実施してまいります。

なお、宅地開発事業において都市計画法の許可を要する場合には、「都市計画法第33条」に規定されている「技術基準」及び「船橋市宅地開発事業に関する要綱」に定める「施設整備基準」に適合している必要があります。

住宅の建築を目的とする開発行為につきましては、通学路及び歩道の整備、確保は法の許可基準にはなっておりませんが、行政指導の範囲内で要綱の基準に基づき、安全対策を指導してまいります。

13. ボールあそびなどができる公園を増やして下さい（公園緑地課）

公園でのボール遊びにより近隣の住宅への被害や他の公園利用者への迷惑などが見受けられることから、「他の人の迷惑になるようなボール遊び禁止」の看板設置による啓発を行ってきているところであります。

そのような中、平成26年度に市長と市内中学生代表との間で開催された「こども未来会議室」中学生より「ボール遊びのできる公園がほしい。」との要望を受け、検討委員会を設置した結果、広さや周辺の状況が異なり、基本的に遊具広場と多目的広場にわかれている公園を市内5ブロックから1か所ずつ選び本年9月から11月末までの3か月間、曜日や時間を決めてボール遊びの試行をすることといたしました。

試行に際しては、見守り役や市の職員も配置し、参加者の状況の確認や他の公園利用者、周辺住民の方へのアンケートを実施し、それらをもとに検証し、次年度以降、試行を継続していくのか、または拡大していくのか等について今後の方向性を検討してまいります。

数年先には、地域の大人の方々の見守りの中で、市の職員等は設置せず、一定のルールのもと、こども達が自由にボール遊びができるようになることを将来の姿としており、その後徐々にボール遊びができる公園を増やして行こうと考えております。

14. 図書館について（社会教育課）

船橋市中央・東・北図書館の指定管理者候補者の選定については、公募で行い、公正かつ適正に審査及び審議するため、選定委員7名で構成する指定管理者選定委員会を設置しております。また、選定の透明性を確保するため、選定委員7名中5名は外部からの委員で構成し、選定結果についてはホームページ等で公表いたします。

選定に際し、募集要項の添付資料である船橋市図書館指定管理者業務仕様書において、「現行の図書館事業を可能な限り継続して実施することの他、指定管理者自らの企画による自主的な事業の実施に努めること」と記載することで、指定管理者が現行の図書館事業を縮小することなく、図書館サービスがさらに向上する事業を企画することを求めています。

指定管理者制度を導入することで、船橋市図書館条例に規定する業務を指定管理者が行うこととなりますが、指定管理者制度を導入した図書館も市が設置する公立図書館であることは変わりません。そのため、指定管理者制度を導入しても施設の設置目的は変わることはなく、知る権利をもつ市民の方々に図書館サービスを提供することはこれまでと変わりません。

指定管理期間中には、毎年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書等により、適正で安定した運営が行われているか確認をいたします。

15. 乳がん検診を充実させてください（健康づくり課）

乳がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下、がん指針）に基づき視診・触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）を実施しております。「がん対策推進基本計画」において、市町村は科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう努めることとされておりますが、現在、国の検証事業において、乳がん検診における超音波検査の実施による死亡率減少効果が確認されていないため、超音波検査は実施しておりません。

引き続き国の検証事業の動向を注視し、今後の乳がん検診のあり方について検討してまいります。

16. 女性検診（乳がん、子宮がん検診）を他市でも受診できるようにしてください（健康づくり課）

本市が実施する乳がん検診・子宮がん検診は、市が定める検査項目、方法等により、市内のどの医療機関でも同一内容での検診を受けていただける仕組みとなっております。他市医療機関での実施方法等を統一することは困難であるため、市内協力医療機関のみでの実施としております。

ご理解のほどお願い申し上げます。